

## 和子牛生産者臨時経営支援事業

### 1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和 4 年 5 月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

### 2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※<sub>1</sub>平均売買価格（四半期別※<sub>2</sub>）が、発動基準を下回った場合に、当該平均売買価格と発動基準の差額の 4 分の 3 を支援する。

品種区分	発動基準※ <sub>3</sub>
黒毛和種	60 万円
褐毛和種	55 万円
その他肉専用種	35 万円

※ 1 : 黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の 4 ブロック  
褐毛和種、その他肉専用種は、全国 1 ブロック

※ 2 : 黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間

※ 3 : 発動基準は消費税込価格

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和 5 年 1 月から 12 月まで

担当課：畜産局食肉鶏卵課  
代 表：03-3502-8111 内線 4941  
担当者：中村、笹澤